

平成 18 年 12 月 14 日

独禁法上の法人処罰について

法務省刑事局

第 1 独禁法をはじめとする経済犯罪に対する検察の取組み

- 1 経済犯罪に対する検察の姿勢
- 2 独禁法の刑事罰則の運用状況
 - ・ 悪質重大事案に対する積極的な告発姿勢と告発問題協議会の設置
 - ・ 法人重科の導入
 - ・ 犯則調査手続の導入・東京高裁の専属管轄の廃止
- 3 独禁法違反の摘発事例

第 2 刑事罰と課徴金

- 1 二重処罰の問題
- 2 趣旨・目的
 - 反社会性・反道徳性に着目した懲罰
 - 違反行為の抑止を図るための行政上の措置
- 3 手続
 - ・ 綿密な捜査
 - ・ 厳格な手続（強力な捜査権限，被疑者・被告人の権利保障，厳格な立証基準）
- 4 処分の内容
 - ・ 懲罰としての刑罰
 - ・ 詳細な事実認定に立脚し，責任に応じた量刑判断
 - ・ 社会的な認識
- 5 法人処罰がない場合の不都合
 - ・ 独禁法は企業犯罪の典型であり，各種の企業犯罪の中でも法人処罰が最も必要かつ相当である類型といえる。
 - ・ 独禁法違反における行為規範の名宛人は事業者であるところ，事業者について非犯罪化しながら，行為者のみ刑罰の対象にすることの合理的説明が困難である。

- ・ 事案の実態に見合った刑事処分が不可能となる。

6 刑事罰と課徴金の調整の要否

- ・ 独禁法上の調整

罰金相当額の2分の1を控除

- ・ 証取法上の調整

（風説流布・偽計取引
インサイダー取引
相場操縦）・・・没収・追徴相当額を控除

発行開示義務違反・・・・・・・・控除せず

継続開示義務違反・・・・・・・・罰金相当額を全額控除

- ・ 税法上の調整

重加算税・・・・・・・・控除せず

- ・ 道路交通法上の調整

反則金・・・・・・・・反則金不納付が訴訟条件